佐倉市地域防災計画

総則編

令和４年度修正

佐倉市防災会議

総則編

第１章

計画の目的及び位置づけ

第１章　計画の目的及び位置づけ

第１節　計画の目的　総-1-2

第２節　計画の位置づけ　総-1-3

第３節　計画の構成　総-1-4
１．総則編　総-1-6
２．地震災害対策編　総-1-6
３．風水害等災害対策編　総-1-6
４．大規模事故対策編　総-1-7

第１章　計画の目的及び位置づけ

第１節　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づいて、佐倉市の市域に係る防災に関し、佐倉市防災会議が定める計画である。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、マグニチュード９．０という過去最大の地震であり、未曽有の災害をもたらした。 本市でも、地震動や液状化等により大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の機関等（以下「関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるほか、住民や事業所等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

そして、これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自助・共助・公助それぞれの主体が全機能を発揮し、かつ相互に連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画、千葉県地域防災計画、佐倉市総合計画等、各種計画と整合を図るとともに、市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第３節　計画の構成

本計画は、災害対策基本法第４２条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、本編として、以下に示す「総則編」、「地震災害対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画、東海地震に係る周辺地域としての対応計画）」、「風水害等災害対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画）」、「大規模事故対策編（総則、大規模事故対策計画）」から構成する。

また、本計画とは別に各編に関する各種資料を掲載する「資料編」を設ける。

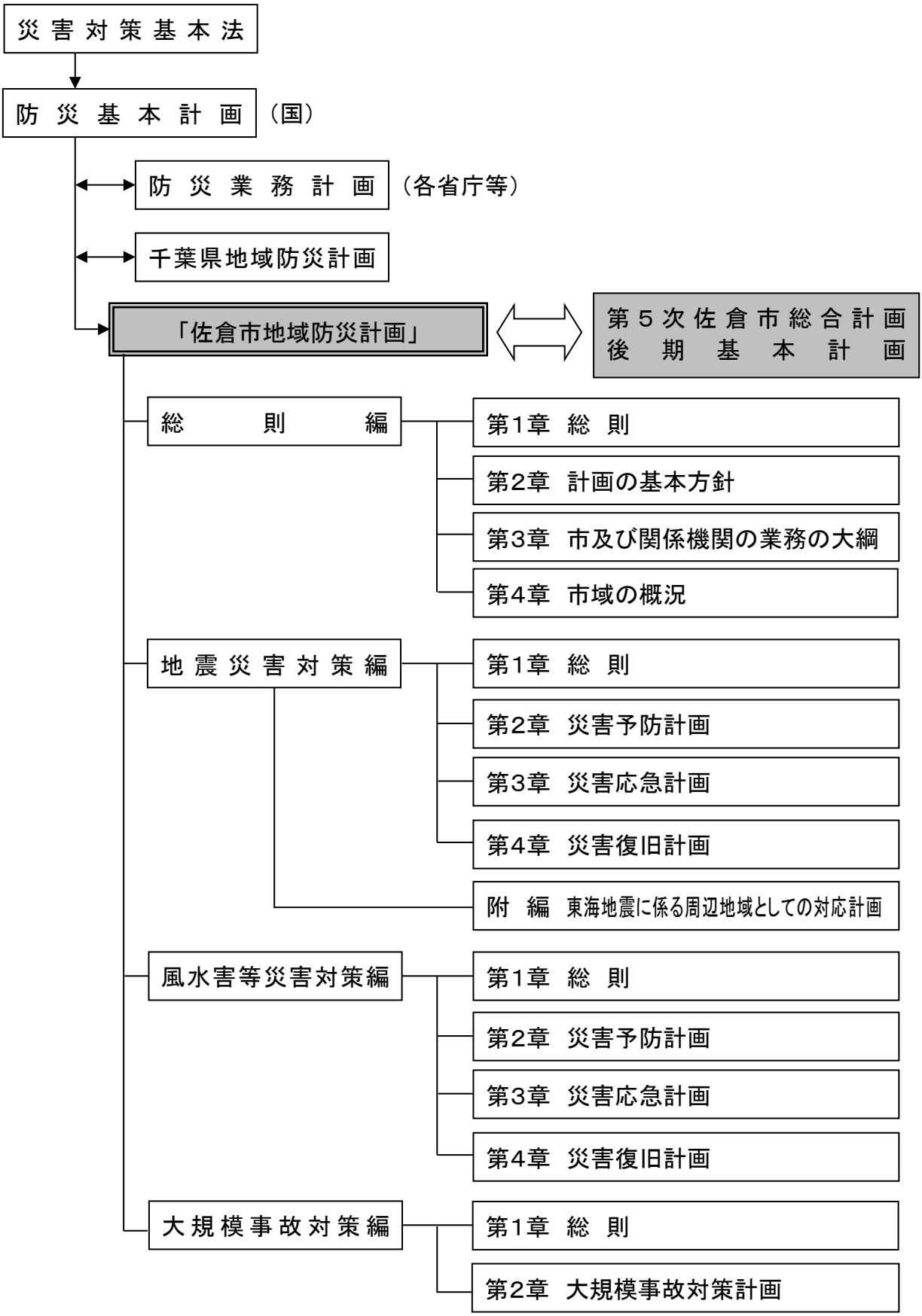
災害対策基本法
防災基本計画（国）
防災業務計画（各省庁等）
千葉県地域防災計画
「佐倉市地域防災計画」
第５次佐倉市総合計画
後期基本計画
総則編
第1章　総　則
第2章　計画の基本方針
第3章　市及び関係機関の業務の大綱
第4章　市域の概況
地震災害対策編
第1章　総　則
第2章　災害予防計画
第3章　災害応急計画
第4章　災害復旧計画
附　編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画
風水害等災害対策編
第1章　総　則
第2章　災害予防計画
第3章　災害応急計画
第4章　災害復旧計画
大規模事故対策編
第1章　総　則
第2章　大規模事故対策計画

１．総則編

計画の目的を明らかにし、計画の基本目標及び防災施策の大綱を定める。

また、市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定めるほか、市域の概況について記述する。

２．地震災害対策編

（１）総　則

計画の前提となる災害の履歴及び災害の想定等について記述する。

（２）災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

（３）災害応急計画

職員参集基準の明確化と非常配備動員体制の確立、被害情報の収集、都市機能等の応急復旧、地震発生直後の人命救助からその後の被災者支援等について定める。

（４）災害復旧計画

被災後における被災者への生活支援、都市機能の復旧のための活動等について定める。

（５）東海地震に係る周辺地域としての対応計画（附編）

東海地震注意情報の発表から東海地震発生までの間に、防災上とるべき措置等について定める。

なお、地震発生後の応急・復旧計画については、佐倉市地域防災計画（地震災害対策編）により対処する。

３．風水害等災害対策編

（１）総　則

計画の前提となる災害の履歴及び災害の想定等について記述する。

（２）災害予防計画

地震災害対策編の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

（３）災害応急計画

地震災害対策編の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害等の災害が発生するおそれのある場合における警戒活動、災害発生後の活動について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

（４）災害復旧計画

被災後における被災者への生活支援、都市機能の復旧のための活動等について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

４．大規模事故対策編

放射性物質事故、大規模火災、危険物等災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害等の災害やその他突発災害等に対応するため、市及び関係機関の活動内容を定める。

総則編

第２章

計画の基本方針

第２章　計画の基本方針

第１節　計画の方針　総-2-2
１．基本目標　総-2-3
２．防災施策の大綱　総-2-3

第２節　計画の運用　総-2-8
１．計画の習熟　総-2-8
２．計画の修正　総-2-8

第２章　計画の基本方針

第１節　計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び住民等が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から住民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

昭和４９年に策定した佐倉市地域防災計画については、平成７年１月１７日未明に発生した阪神・淡路大震災の教訓等を反映するために平成１１年に大規模な修正を行い、その後、新潟県中越地震等の地震災害や平成１６年７月新潟・福島豪雨災害等の大規模な災害の教訓等を反映するため、平成２１年に修正を行ってきたところである。なお、平成２０年に千葉県地震被害想定調査結果が公表されたことを受け、地震の被害想定を「元禄地震」を中心とするものから、より被害が甚大とされる「東京湾北部地震」に見直しを行った。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、マグニチュード９．０という　過去最大級の地震によって発生した未曽有の災害であり、東北３県を中心に広域かつ甚大な被害が発生し、佐倉市においても、液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害をもたらした。

また、記録の残る限り、関東大震災以来の大きな被害をもたらした地震災害であったことから、ほとんどの住民が初めて経験する災害であり、帰宅困難者の発生や福島第一原子力発電所事故を契機とする計画停電等の問題もあり、大きな混乱をもたらした。

本市では、低地の軟弱な地盤に形成された木造住宅市街地や、多数の人々が集まる大型商業施設の増加等により、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性が増加している。また、台地における宅地開発等の地形改変による土砂災害発生の可能性や、もともと水害の発生しやすい低地の地形条件に加えて、市街化による内水水害の危険性の増大等、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。こうした、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と住民・事業者等が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等、防災基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。

さらに、高齢化等による災害発生時の危険回避行動力の低下や、地域コミュニティの希薄化等による共助意識の伸び悩みが考えられるため、地域住民の連帯による防災意識の高揚を図る。

なお、各関係機関における防災対策の実施にあたっては、性別に限らず、多様化するニーズ等を踏まえ、様々な視点をもって対応することを基本とする。

１．基本目標

～みんなでつくる『災害に強い安心・安全のまち－佐倉市』～

自助・共助・公助が連携して、災害に強いひとづくり・まちづくりを進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備等、防災対策の総合的な推進を図る。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る*『減災』*の考え方を基本理念とする。

２．防災施策の大綱

（１）防災基礎アセスメントの実施等

東日本大震災は、その被害規模が甚大であり、これまでの国の被害想定外であったことから、多くの指摘がなされているところである。このことから、国及び千葉県では、オーバーデザインとなることを恐れずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定するとしている。

知ることは、自助・共助・公助の取組みの根幹をなすものであることから、佐倉市においても、佐倉市の現状及び地域性に着目した防災基礎アセスメントを実施するほか、市及び関係機関の防災施策の基礎情報として活用を図る。

また、住民・事業所等が佐倉市の危険度について把握することにより、日頃からの備えについて推進が図られるよう、市は、防災基礎アセスメントの十分な周知を図る。

（２）災害に強いまちづくりの推進

市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、防災基礎アセスメント調査結果等を踏まえ、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保等、災害に強い安心・安全なまちづくりを計画的に推進する。

（３）防災活動拠点の整備等

東日本大震災においては、防災活動拠点となる庁舎等が被害を受けたことにより、災害対応業務に大きな影響を及ぼすといった事態が報告されている。

佐倉市においては、庁舎や学校施設の耐震化は終了していることから、今後は防災拠点としての機能確保のための整備をさらに進めることとする。

また、防災活動拠点として、十分な機能を果たすためにも停電時における電源の確保は必要不可欠であることから、非常用電源の設置についても推進する。

（４）地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民ひとりひとりの自覚や行動が生死を分ける結果にもなり得る。平時から正しい知識を持ち、住民自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。

東北３県においても日頃の防災教育の充実により人的被害を軽減させることができたとの指摘もなされていることから、家庭や地域、教育現場等と連携し、災害を乗り切る力を身に付けるという視点をもった幼少期からの防災教育の充実を図る。

このほか、住民は、災害教訓等を風化させぬよう伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域とのつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域住民が協力して救助する等、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難行動や避難生活に地域のつながり、地域の力が大きく貢献しているところである。

社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の設置促進及び自主防災力の強化に努める。

なお、自主防災組織の活動については、一部の役員に任せればよいというわけではなく、住民ひとりひとりが共助の精神をもって、積極的に活動への参加協力を行うことが必要不可欠であることから、住民ひとりひとりに対し、自主防災組織の活動への積極的な参加について求めていく。

（５）民間団体・企業等との連携強化

阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んでおり、佐倉市でも、物資・燃料供給に関する協定や、支援協力に関する協定、避難輸送に関する協定等、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限に発揮するための取り組みを進めていく。

（６）災害に備えた組織づくりの推進

佐倉市においては、これまでも風水害により災害対策本部を運用したことはあったものの、東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故に因る放射性物質の影響や計画停電対応、市内の被災者支援、東北３県への支援等、これまでに経験したことのない、様々な事象への対応を行ってきたところである。

このことから、佐倉市災害対策本部閉鎖後においては、新たな事象への対応及び復旧・復興支援業務を実施するため、災害復旧・復興本部を設置する。

このほか、市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

（７）情報伝達体制・手段の強化

東日本大震災において佐倉市では、地震発生直後より、佐倉市内各所において発生した被害情報の収集や必要な情報発信を行ってきたところであるが、電話回線の混線や防災行政無線（移動系）の輻輳(ふくそう)等により、職員間の情報伝達が十分に行われなかったという問題が生じたことから、通信手段の多様化や自転車等の人的手段による情報伝達も含めた情報伝達手段のリダンダンシー（多重化による代替性）を確保する。

また、住民に対する情報発信においても、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））は、音声による住民等に対する情報伝達手段であることから、屋内にいる住民等に対して十分な情報伝達を行うことは困難である。

このため、市は、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット２９６）による緊急情報放送のほか、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービスの普及、ホームページやＳＮＳ等による情報提供を進める。

また、「臨時災害ＦＭ放送に関する協定」に基づき、株式会社広域高速ネット二九六の協力のもと、大規模な災害発生時には、早急に開設の許可を得て、広報を行うこととしていることから、臨時災害ＦＭ放送について周知を図る。

このほか、自主防災組織や自治会・町内会等との連携による広報の仕組みづくりについての検討も推進する。

（８）支援物資等供給体制の強化

東日本大震災におけるライフライン被害においては、佐倉市東部を中心とする断水が大きな問題となったところである。断水への対応にあたっては、千葉県や協定機関からの飲料水の提供や給水車による給水活動の実施を行ったところであるが、最も効果的であったのが防災井戸を活用した給水活動であった。

このことから、防災井戸の設置促進といった「ハード対策」と災害時においても確実に使用できる体制を整備する「ソフト対策」の両面について、推進する。

食糧等の備蓄については、災害発生直後の３日間程度は、自助による対応が基本となる。ただし、備蓄物資が失われてしまった等の全壊・全焼等世帯については、自助による対応が困難であることから、これら被災者用に佐倉市として、食糧備蓄を行っているところである。しかし、この備蓄食糧についても、３日分に止まっていることから、災害の規模が大きく、復旧までに時間を要する場合にあっては、佐倉市の備蓄食糧のみでは、対応が困難であり、支援物資等の供給を受ける必要がある。

このため、佐倉市では、流通業者との間に協定を締結することで食糧等の確保を行うこととしているが、災害時におけるリダンダンシー（多重化による代替性）を確保するため、市内又は近隣市町に生産拠点を置く企業等との協定締結についても推進するとともに、食糧、毛布等の重要物資の供給体制について検討する。

また、食糧等の供給にあたっては、供給先の確保のみならず、受け入れた食糧等の物資を迅速かつ的確に必要な場所に届けることが必要不可欠であることから、受け入れた食糧等の物資の仕分け等の受け入れ体制の整備についても推進する。

なお、受け入れ体制の整備においては、災害ボランティアの協力が有効であることから、災害ボランティアセンターとの連携についても強化する。このほか、東日本大震災において、庁用車や非常電源用の燃料の確保について困難が生じたことから、燃料確保の手段について強化を図る。

（９）要配慮者の安全確保

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等の災害時に支援を要する人々の犠牲が多く、避難生活においても特別な配慮が必要となっている。

東日本大震災を含む、過去の災害の教訓を踏まえ、平成２５年６月２１日付けにて、災害対策基本法が改正され、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（「避難行動要支援者」という。）の名簿の作成等について新規に規定がされたほか、災害対策基本法の改正を受けて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成１８年３月）を全面的に改定したものとして、平成２５年８月には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）が示されたところである。

避難行動要支援者対策については、実際には、近隣住民の支え合いによることでしか達成できないと言っても過言ではなく、地域防災力の向上と合わせ住民一人ひとりの理解を得るよう努めていく必要がある。

災害対策基本法の改正以前より、市内の自主防災組織、自治会・町内会等やその他の団体においても災害時要援護者対策として、先進的な取り組みが進められてきたところであり、これら取組みを尊重したうえで、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者対策について、推進を図る。

次に、避難所等においては、高齢者や障害者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、性的少数者（LGBT 等）、外国人等を含めた要配慮者に対し、より居住性の高い避難スペースを提供するといった対応のほか、福祉避難所の開設、福祉施設等への緊急入所等といった対応を行う必要があることから、これらの要配慮者対策についても、推進を図る。

なお、支援対策の整備にあたっては、佐倉市地域福祉計画等と連携がとれるよう調整を図る。

(10) 帰宅困難者等対策の推進

東日本大震災では、主要駅を中心に多くの帰宅困難者等が発生し、佐倉市においてもＪＲ佐倉駅や京成佐倉駅を中心に鉄道の不通による帰宅困難者等が発生した。

佐倉市では、これら帰宅困難者等の対応として、近隣の避難所の開放を行ったところであるが、災害の規模によっては、近隣の避難所に受け入れるという対応のみでは十分な対応を行えない可能性が考えられる。このことから、災害発生時における基本原則（むやみに移動を開始しない）の周知・徹底を図ると同時に、交通事業者との情報連絡体制の確立、佐倉市内における学校、事業所等に対し、生徒、従業員等を留める、生徒や従業員等用の備蓄をする等の対策を促すことにより、帰宅困難者等対策の推進を図る。

なお、一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）、ツイッター・Ｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳ等、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等、関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

また、駅や大規模集客施設、各企業等に対する情報提供のあり方等、帰宅困難者等への支援策の強化を図る。特に、避難行動要支援者にも位置付けられる日本語の理解が十分ではない外国人に対する情報提供についても推進する。

市は、県や関係機関の協力のもと、佐倉市内駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援等のテーマを中心に対策を検討・実施していく。

(11) 男女平等参画の視点

東日本大震災では、避難所において女性用の物資が不足する、授乳や着替えをするためのスペースがない等、女性への配慮の必要性が改めて認識された。

このことから、避難所の運営をはじめとした男女のニーズの違いが生じる対策の実施にあたっては、男女平等参画の視点をもって対応することを基本とする。

第２節　計画の運用

１．計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、住民・事業者等への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

２．計画の修正

佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、佐倉市地域防災計画を修正する。

修正の手順については次のとおりである。

①　市は、修正に係る資料等を整備する。

②　市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、佐倉市地域防災計画修正案を作成する。

③　佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画修正案を審議するとともに、パブリックコメントを実施し、佐倉市地域防災計画の修正を決定する。

④　佐倉市防災会議は、佐倉市地域防災計画を修正したときは、その要旨を公表するとともに、千葉県知事に報告を行う。

総則編

第３章

市及び関係機関の業務の大綱

第３章　市及び関係機関の業務の大綱

第１節　市及び関係機関の役割と位置づけ　総-3-2
１．佐倉市　総-3-2
２．一部事務組合　総-3-2
３．千葉県　総-3-2
４．自衛隊　総-3-2
５．指定地方行政機関　総-3-2
６．指定公共機関　総-3-2
７．指定地方公共機関　総-3-2
８．公共的団体　総-3-3
９．住民、事業所及び自主防災組織等　総-3-3

第２節　市及び関係機関の業務の大綱　総-3-4
１．佐倉市　総-3-4
２．一部事務組合　総-3-5
３．千葉県　総-3-5
４．指定地方行政機関　総-3-6
５．自衛隊　総-3-8
６．指定公共機関　総-3-9
７．指定地方公共機関　総-3-10
８．公共的団体　総-3-11
９．住民、事業所及び自主防災組織等　総-3-12

第３章　市及び関係機関の業務の大綱

第１節　市及び関係機関の役割と位置づけ

市及び関係機関は、災害の未然防止と被災時の応急対策等、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に実施する。

１．佐倉市

本市は、防災の第１次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２．一部事務組合

消防法（昭和２３年法律第１８６号）に基づく消防活動を実施する場合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合がこれにあたり、その組織及び運営については、同組合消防計画及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、それぞれの一部事務組合の防災に関する計画等及び佐倉市地域防災計画の定めるところによる。

３．千葉県

県の出先機関は、自ら防災活動を実施し、本市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

４．自衛隊

陸上自衛隊は、平素から、県、市、その他の関係機関と密接に協力し、災害対策に関し計画を作成し、災害発生時には状況に応じ、部隊等を派遣して救援等を行う。

５．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

６．指定公共機関

指定公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

７．指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

８．公共的団体

公共的団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

９．住民、事業所及び自主防災組織等

住民は、自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄を行い、また、事業所及び自主防災組織等は、従業者、施設利用者や地域住民等の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行う等により、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第２節　市及び関係機関の業務の大綱

佐倉市にかかる防災に関し、本市、本市消防団、一部事務組合、千葉県、陸上自衛隊、本市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、概ね次のとおりである。

１．佐倉市

①　災害予防対策

・佐倉市防災会議に関すること
・各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること
・防災組織の整備に関すること
・防災の調査研究、教育及び訓練に関すること
・食糧その他物資の備蓄及び確保に関すること
・防災施設及び設備の整備に関すること
・自主防災組織の充実及び住民の防災活動の啓発、指導に関すること
・その他市域の災害予防対策に関すること

②　災害応急対策

・佐倉市災害対策本部の設置、運営に関すること
・関係機関との連絡調整に関すること
・気象情報の伝達、高齢者等避難、避難指示、避難所の開設に関すること
・情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
・消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること
・被災者の救護及び保護に関すること
・被災児童生徒の応急教育に関すること
・清掃、防疫、その他保健衛生に関する応急措置に関すること
・ボランティア活動に対する支援に関すること
・緊急輸送路の確保に関すること
・被災市営施設の応急対策に関すること
・災害応急対策用資材の確保に関すること
・災害対策要員の動員、雇上げに関すること
・その他市域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること

③　災害復旧対策

・公共土木施設の復旧整備に関すること
・学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること
・社会福祉施設の復旧整備に関すること
・上・下水道施設の復旧整備に関すること
・災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
・被災者の生活再建の支援に関すること
・被災産業に対する融資等の対策に関すること
・その他市域に係る災害復旧事業に関すること

２．一部事務組合

（１）佐倉市八街市酒々井町消防組合

・災害情報等の収集及び広報に関すること
・災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること
・要救助被災者の救出、救助に関すること
・傷病者の救出、搬送に関すること
・その他、佐倉市防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること

（２）佐倉市、酒々井町清掃組合

・一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関すること
・その他災害に係る一般廃棄物の処理に関すること

（３）印旛衛生施設管理組合

・災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること
・その他災害に係るし尿処理に関すること

（４）佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

・災害時における遺体の火葬の適正処理に関すること
・その他災害に係る火葬処理に関すること

３．千葉県

（１）千葉県

・千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
・防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
・災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
・災害の防除と拡大の防止に関すること
・災害時における防疫その他保健衛生に関すること
・災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
・被災産業に対する融資等の対策に関すること
・被災県営施設の応急対策に関すること
・災害時における文教対策に関すること
・災害時における社会秩序の維持に関すること
・災害対策要員の動員、雇上げに関すること
・災害時における交通、輸送の確保に関すること
・被災施設の復旧に関すること
・市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
・災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
・災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
・被災者の生活再建支援に関すること
・市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

（２）印旛地域振興事務所

・県支部内の連絡調整に関すること
・災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること

・佐倉市が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること
・災害救助についての応援に関すること

（３）印旛保健所（健康福祉センター）
・医療助産に関すること
・食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること
・防疫に関すること
・保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること
・災害救助についての連絡調整に関すること
・その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。

（４）印旛土木事務所
・水防の全般に関すること。
・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること
・その他土木関係の災害対策に関すること
・災害救助についての応援に関すること

（５）印旛農業事務所
・農林関係（土地改良事業を含む）の災害対策に関すること
・災害救助についての応援に関すること

（６）北部家畜保健衛生所
・災害時における家畜伝染病対策に関すること

（７）水産総合研究センター内水面水産研究所
・災害時における水産技術指導に関すること

（８）教育庁北総教育事務所
・災害時における文教対策の指導に関すること

（９）佐倉警察署
・被災者の救出及び避難に関すること
・死体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること
・交通規制に関すること
・防犯その他社会秩序の維持に関すること

４．指定地方行政機関

（１）関東財務局千葉財務事務所
・主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
・災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
・災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
・地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
・地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
・地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
・災害の防除又は復旧を行うとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること

・県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
・県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
・民間金融機関等に対する災害関係の融資に係る指示、要請に関すること
・民間金融機関等に対する預貯金の払い戻し及び中途解約に係る指示、要請に関すること
・民間金融機関等に対する手形交換、休日営業等に係る指示、要請に関すること
・民間金融機関等に対する保険金の支払及び保険料の払込猶予に係る指示、要請に関すること
・民間金融機関等に対する営業停止等における対応に係る指示、要請に関すること

（２）関東農政局
・農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
・応急用食料・物資の支援に関すること
・食品の需要・価格動向の調査に関すること
・飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
・飼料、種子等の安定供給対策に関すること
・病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
・営農技術指導及び家畜の移動に関すること
・被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
・農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
・被害農業者に対する金融対策に関すること

（３）関東経済産業局
・生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
・商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
・被災中小企業の振興に関すること

（４）関東運輸局
・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
・災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
・災害時による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
・災害時における応急海上輸送に関すること
・応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

（５）成田空港事務所
・災害時における航空機による輸送に関し安全を確保するための必要な措置に関すること
・遭難航空機の捜索及び救助に関すること
・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

（６）東京管区気象台
・気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
・気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
・災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

（７）関東総合通信局

・非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
・災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

（８）関東地方整備局

・防災上必要な教育及び訓練等に関すること
・通信施設等の整備に関すること
・公共施設等の整備に関すること
・災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
・官庁施設の災害予防措置に関すること
・災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
・水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
・建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
・災害時における復旧資材の確保に関すること
・災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
・災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
・災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること
・災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図ること

（９）関東東北産業保安監督部

・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保安の確保に関すること

(10) 千葉労働局

・工場、事業所における労働災害の防止に関すること
・労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

５．自衛隊

①　災害派遣の準備

・防災関係資料の基礎調査に関すること
・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
・防災資材の整備及び点検に関すること
・千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

②　災害派遣の実施

・人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
・災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

６．指定公共機関

（１）東日本旅客鉄道株式会社
- 鉄道施設の保全に関すること
- 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 帰宅困難者対策に関すること

（２）日本貨物鉄道株式会社
- 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

（３）東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 電気通信施設の整備に関すること
- 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（４）ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社
- 電気通信施設の整備に関すること
- 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

（５）日本赤十字社千葉県支部
- 災害時における救護班の編成並びに、医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- 義援金の募集及び受付に関すること

（６）日本放送協会
- 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 被災者の受信対策に関すること

（７）東日本高速道路株式会社
- 東日本高速道路の保全に関すること
- 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 災害時における緊急交通路の確保に関すること

（８）成田国際空港株式会社
- 災害時における成田国際空港の運用に関すること
- 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 帰宅困難者対策に関すること

（９）日本通運株式会社
- 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 災害時における物資の輸送に関すること

(11) 東京電力パワーグリッド株式会社
- 災害時における電力供給に関すること
- 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(12) 日本郵便株式会社佐倉郵便局
・災害時における郵便事業運営の確保に関すること
・災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
(13) 独立行政法人水資源機構
・水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
・水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること
(14) イオン株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
・災害時における支援物資の各種品目の調達に関すること

７．指定地方公共機関

（１）印旛沼土地改良区
・防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
・農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
・たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
（２）東京ガスネットワーク株式会社、角栄ガス株式会社、一般社団法人千葉県ＬＰガス協会、日本瓦斯株式会社
・ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
（３）京成電鉄株式会社、山万株式会社
・鉄道施設の保全に関すること
・災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
・帰宅困難者対策に関すること
（４）公益社団法人千葉県医師会
・医療及び助産活動に関すること
・医師会と医療機関との連絡調整に関すること
（５）一般社団法人千葉県歯科医師会
・歯科医療活動に関すること
・歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
（６）一般社団法人千葉県薬剤師会
・調剤業務及び医薬品の管理に関すること
・医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
・地区薬剤師会との連絡調整に関すること
（７）千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエム
・住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
・住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
・社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
（８）一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
・災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

８．公共的団体

（１）千葉みらい農業協同組合
- 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- 農産物の需給調整に関すること

（２）佐倉商工会議所
- 県、市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- 災害時における物価安定への協力に関すること

（３）公益社団法人印旛市郡医師会
- 災害時における医療救護の活動に関すること

（４）公益社団法人印旛郡市歯科医師会
- 災害時における歯科医療救護の活動に関すること

（５）佐倉市薬剤師会
- 災害時における医療救護の活動に関すること
- 災害時における医薬品の確保に関すること

（６）一般社団法人千葉県助産師会
- 災害時における助産師会による支援活動の協力に関すること

（７）社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
- 要配慮者の支援に関すること
- 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

（８）病院等医療施設
- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
- 災害時における負傷者の医療及び助産活動に関すること
- 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること

（９）社会福祉施設
- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

(10) 金融機関
- 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

(11) 学校法人
- 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 災害時における園児、学生の保護及び誘導に関すること
- 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
- 被災施設の災害復旧に関すること。

(12) 危険物取扱施設
- 安全管理の徹底に関すること
- 防護施設の整備に関すること

９．住民、事業所及び自主防災組織等

（１）住民

・自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること

・地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること

・過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

（２）事業所

・従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること

・地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること

・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

（３）自主防災組織等

・地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること

・県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること

（４）ボランティア団体

・構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

総則編

第４章

市域の概況

第４章　市域の概況

第１節　位置及び沿革　総-4-2
１．位置　総-4-2
２．沿革　総-4-3

第２節　自然的条件　総-4-4
１．地形・地質　総-4-4
２．気象　総-4-7

第３節　社会的条件　総-4-8
１．人口　総-4-8
２．土地利用現況　総-4-12
３．交通網の概況　総-4-12

第４章　市域の概況

第１節　位置及び沿革

１．位置

佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約４０㎞の距離にある。

また、成田国際空港から西へ約１５㎞、県庁所在地の千葉市から北東へ約２０㎞の距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積１０３．６９㎢の首都圏近郊都市である。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川等が、印旛沼に注いでいる。標高３０ｍ前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなる。

公共交通機関は、京成電鉄本線、ＪＲ東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約６０分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約２０分で結ばれている。

また、道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道５１号と連結され、市の東西を国道２９６号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成している。

【佐倉市の位置】

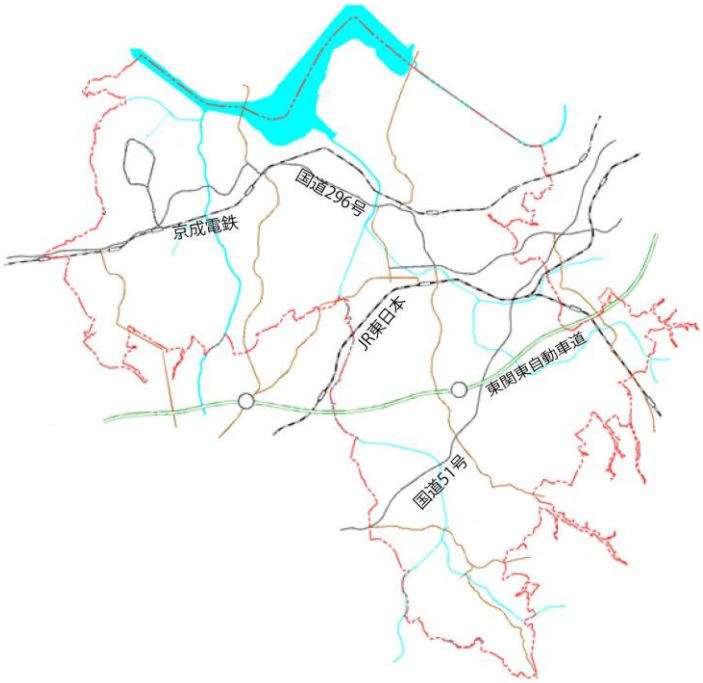

２．沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布している。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げた。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城され、戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏等が市域周辺を支配していた。

天正１８年（１５９０年）以降は、関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備された。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井や馬渡は宿場町として発展した。

明治時代から第２次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営（歩兵第２連隊・歩兵第５７連隊）が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいをみせた。

戦後の復興期を経て、昭和２９年３月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の６町村の合併により、佐倉市が誕生した。その後、旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され現在に至っている。

なお、前述の“香取の海”については、江戸時代初期まで存在していたが、江戸時代初期において、江戸を洪水から守ることや食糧増産等を目的に，当時東京湾に注いでいた利根川を銚子で太平洋に注ぐ川に変えるいわゆる「利根川東遷」工事が行われたことで、堆積作用による湖沼化が急速に進んだほか、江戸時代を通じて行われた河川改修や新田開発に伴う干拓等により、香取海は次第に縮小し、低湿地となり、現在の姿に至ったとされる。

さらに、印旛沼については、明治から昭和初期にかけての干拓事業を経て、昭和４３年（１９６８年）の「印旛沼開発事業」竣工により、現在の姿に確定している。

第２節　自然的条件

１．地形・地質

本市の地形は、下総層群のひとつである成田層の上部に関東ローム層が堆積した台地、台地と低地の間の斜面地、印旛沼に注ぐ中小河川沿いの低地、人工改変地に大きく区分される。

（１）台地

本市北部の印旛沼周辺や印旛沼に注ぐ鹿島川沿いの低地を除いて、市のほぼ全域に広がっている。

台地は、台地面（平坦面）と台地縁辺部の斜面、台地上の凹地（浅い谷）に分けられる。標高は、市の最南部の宮内や飯塚で４０～４２ｍと最も高く、市の中央部や佐倉インターチェンジ付近で３０～３５ｍ、市北部の印旛沼付近では２５～２７ｍと北に向かって高度を減ずる。

これらの台地面より５～１０ｍ程度低い台地面が印旛沼周辺の台地縁部等に小規模に分布している。

台地面には厚さ数ｍの関東ローム層及び洪積層が広く分布し、これらは比較的よく締まった砂層及び固結した粘性土層からなる。その下には台地の主体を構成する下総層群（上部に一部姉崎層を置く成田層）があり、成田層はよく締まった厚い砂層である。

また、台地面を侵食してできた凹地（浅い谷）には、軟弱な粘性土等からなる二次堆積物が薄く堆積している。

段丘縁周部（段丘崖）の斜面は、台地から低地への変換部にあたり、比高（高低差）１５～３０ｍ程度であり、全体に緩斜面が発達するが、鹿島川の右岸等では傾斜３０°以上の急斜面もみられる。

（２）低地、人工改変地等

低地は、台地を開析して広がる谷底平野、はん濫平野、後背湿地と、印旛沼の南側に広がる干拓地から構成されており、一級河川の鹿島川や高崎川、準用河川の南部川、佐倉川、市西部を流れる上手繰川沿いに分布する。

後背湿地については、洪水時にあふれた水が自然堤防や台地に囲まれた箇所等の低い場所に長い間たまって湿地状になった水はけの悪い土地である。ここには、軟弱な粘性土層が堆積している。

谷底平野については、台地を刻み込んでできたものであることから、狭長な平野となっており、谷幅は２００～５００ｍ程度となっているが、鹿島川の下流部の寺崎、羽鳥、飯重付近では幅２㎞と広くなり、広大な後背湿地を形成している。

また、干拓地については、印旛沼南側の狭長な地域から鹿島川下流部の佐倉川合流部にかけて分布している。

このほか、干拓地や低地の谷、洪積台地上の浅い谷を埋めた盛土及び台地を削る等の切土による造成を行った人工改変地が市内に分布している。

なお、「第１節　位置及び沿革」において記述をしたとおり、かつて印旛沼周辺は、“香取の海”という内海の一部（“印旛浦”と呼称される。）であったが、鹿島川や上手繰川等の上流からの土砂の流入と海退現象によって徐々に陸地化が進行し、さらに江

戸時代初期からの「利根川東遷」工事が行われたことで、堆積作用による湖沼化が急速に進み，現在の印旛沼の原型が形づくられたとされている。そして、明治から昭和初期にかけての干拓事業を経て、昭和４３年（１９６８年）の「印旛沼開発事業」竣工により、現在の姿に確定している。

このような地形の成り立ちからして、佐倉市内の低地や干拓地の基盤には、台地を構成する地層と同じものが分布しているものの、低地部の成田層を覆う沖積層は、縄文海進時のおぼれ谷に、約１万年前から近代までの間にかけて、泥や砂が堆積したものである。

このため、台地部の洪積層に比べ、低地部の表層地盤である沖積層は、固結度が小さく、極めて軟弱なシルト層や軟弱な砂層が分布し、腐食物を含むこともある。

【地質構成】

<table>
<tr><th colspan="2">時　代</th><th>層　群</th><th colspan="2">地　層</th></tr>
<tr><td rowspan="12">第四紀</td><td>沖積世</td><td>沖積層</td><td colspan="2">沖積層</td></tr>
<tr><td rowspan="11">洪積世</td><td rowspan="3">関東ローム層</td><td colspan="2">立川ローム層</td></tr>
<tr><td colspan="2">武蔵野ローム層</td></tr>
<tr><td colspan="2">下末吉ローム層・常総層</td></tr>
<tr><td rowspan="8">下総層群</td><td colspan="2">姉崎層</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成田層</td><td>木下部層</td></tr>
<tr><td>上岩橋部層</td></tr>
<tr><td>清川部層</td></tr>
<tr><td colspan="2">藪層・瀬又層</td></tr>
<tr><td colspan="2">地蔵堂層</td></tr>
<tr><td colspan="2">泉谷層</td></tr>
<tr><td colspan="2">金剛地層</td></tr>
</table>

【千葉県の地表地質図】

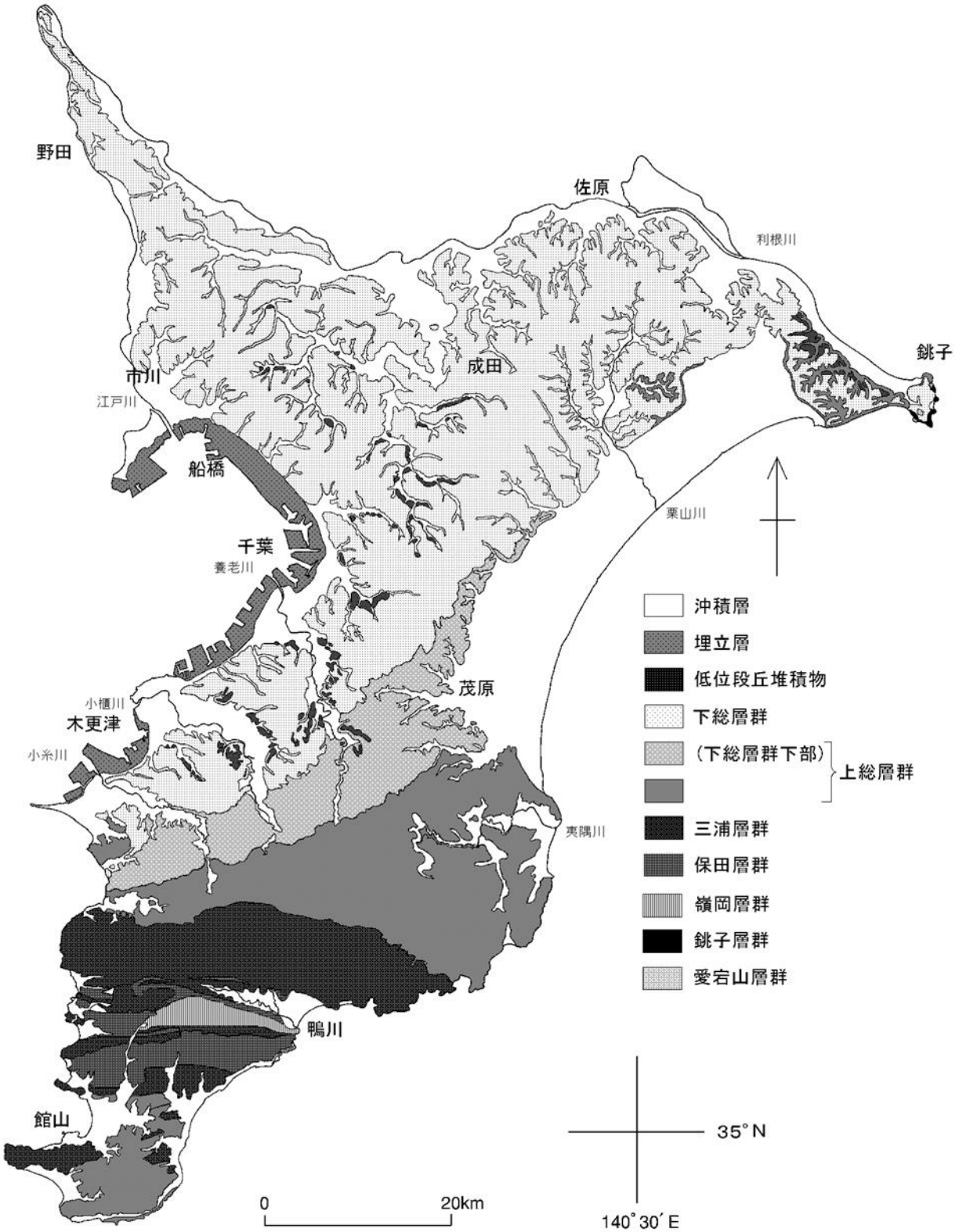
野田
佐原
利根川
銚子
成田
市川
江戸川
船橋
千葉
養老川
栗山川
茂原
小櫃川
木更津
小糸川
夷隅川
鴨川
館山
沖積層
埋立層
低位段丘堆積物
下総層群
（下総層群下部）
上総層群
三浦層群
保田層群
嶺岡層群
銚子層群
愛宕山層群
35°N
140°30′E
0
20km

２．気象

過去１０年間における、本市の気象状況について、年間平均気温は１５．２度、年間降雨量の平均は１，５０７．３㎜、年間平均風速は２．５ｍとなっており、比較的温暖である。

令和３年における年間降雨量は、１，７４３．５㎜、年間平均風速は、２．４ｍ／秒である。

【各年気温・降雨量・風速】

区分 / 年月	気温（℃） 平均	気温（℃） 最高	気温（℃） 最低	降雨量(ミリ) 合計	降雨量(ミリ) 日最大	風速（m/sec） 最大風速	風速（m/sec） 平均風速
平成 20	14.5	35.5	-6.8	1454.5	83.0	15.0	2.4
21	15.1	34.3	-5.7	1650.0	142.0	14.9	2.6
22	15.4	36.6	-6.1	1723.5	100.0	16.1	2.6
23	15.0	36.5	-7.6	1358.5	129.0	15.9	2.6
24	14.5	36.2	-6.6	1424.5	57.5	15.6	2.4
25	15.2	37.8	-5.8	1455.5	226.5	18.2	2.6
26	14.8	35.9	-5.9	1555.5	94.5	13.6	2.4
27	15.3	36.6	-4.9	1513.0	102.5	13.2	2.5
28	15.4	36.2	-5.9	1551.5	98.5	16.4	2.4
29	14.7	35.7	-7.0	1413.5	108.5	14.0	2.4
30	15.3	36.6	-4.9	1513.0	102.5	13.2	2.5
令和 元	15.7	37.6	-5.9	1284.5	55.5	18.3	2.7
2	15.5	36.7	-5.9	1618.5	76.0	15.7	2.5
3	15.5	35.7	-7.9	1743.5	97.0	14.2	2.4

【令和３年各月降雨量・平均気温】

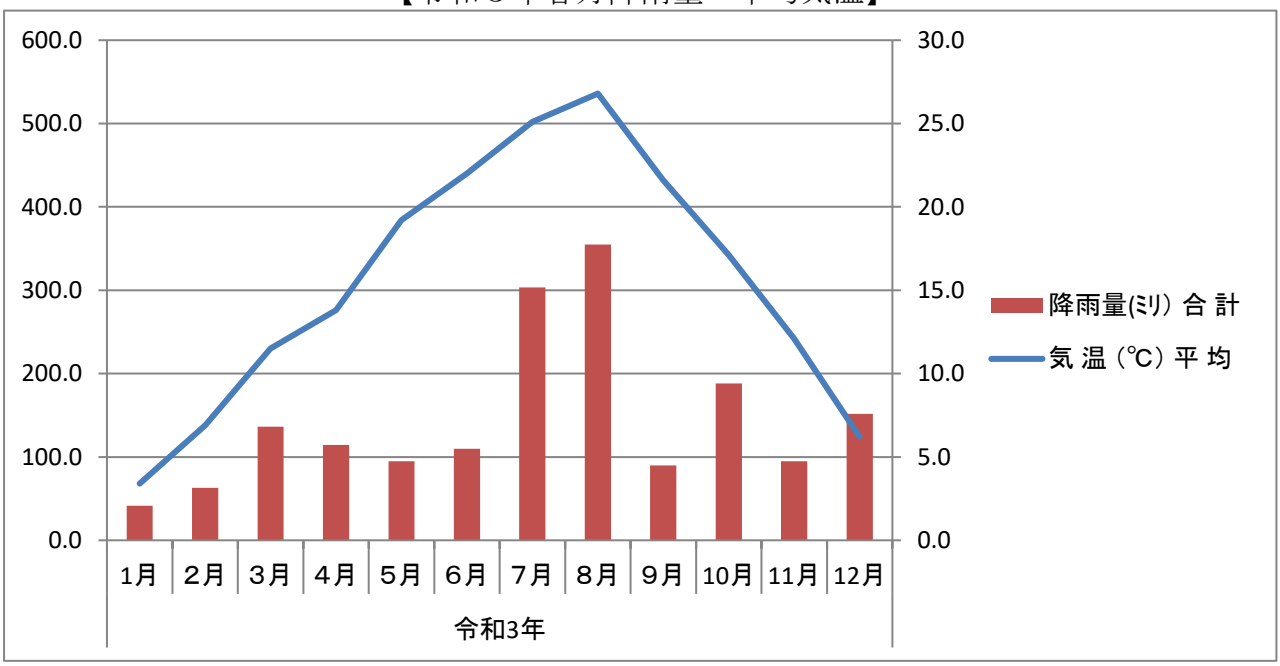

資料：銚子地方気象台

第３節　社会的条件

１．人口

（１）総人口・世帯・年齢別人口の推移

令和２年国勢調査結果によれば、本市の総人口は、１６８，７４３人であり、総世帯数７０，１３１世帯となっている。一世帯あたり人員は、２．３７人であり、人口密度は、１，６２７．４人／㎢と千葉県全体の数値（１，２１８．５人／㎢）より高い。

昭和４０年から令和２年までの人口・世帯数の推移は、下に示すとおりであり、昭和４０年代に始まる住宅都市化の進行によって、昭和４０年から平成７年までの３０年間に人口が４倍になっている。

地域別にみると大規模住宅団地のある志津地区の人口集積が最も高く、次いで臼井地区、佐倉地区、根郷地区、千代田地区の順となり、鉄道駅のある地域での人口集積が高いが、一方で、和田地区、弥富地区といった市の南東部では低くなっている。

【人口・世帯等の推移】

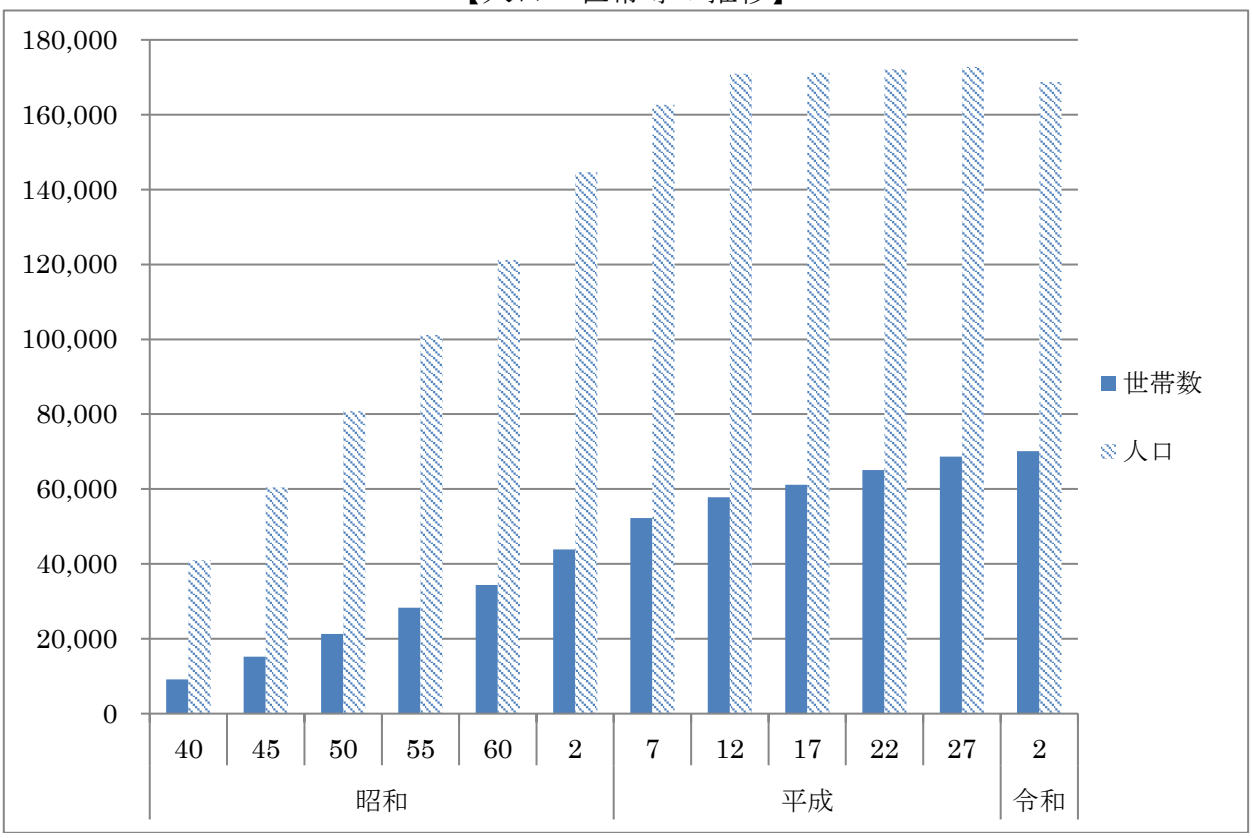

資料：国勢調査

【地域別人口の推移】

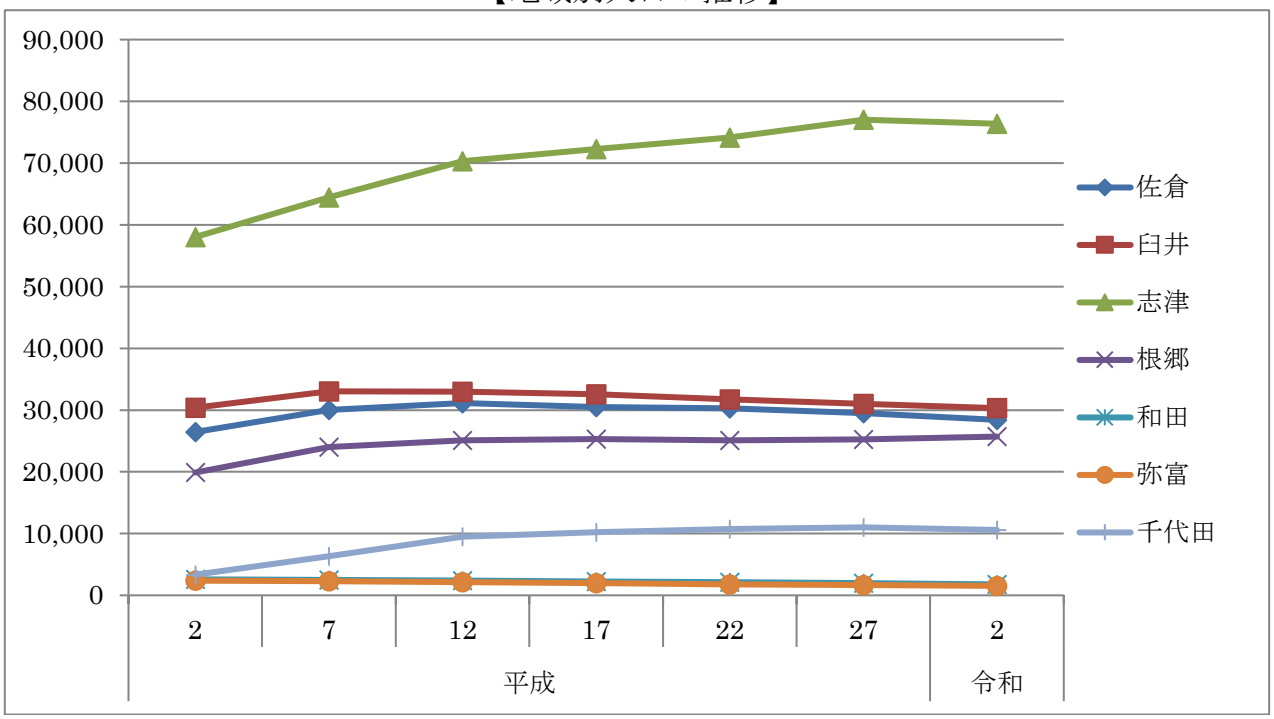

資料：住民基本台帳人口

また、年齢別人口の推移では、下表に示すように、全国的な出生率の低下と平均寿命の伸長を反映して、年少人口（１５歳未満）比率の低下と老年人口（６５歳以上）比率の上昇がみられ、千葉県の構成比（それぞれ１１．９％及び２７．６％）、全国構成比（それぞれ１２．１％、２８．７％）より老齢化率が高くなっている。

【年齢別人口の推移】

年次／年齢	平成１７年		平成２２年		平成２７年		令和２年	
	人　口	構成比	人　口	構成比	人　口	構成比	人　口	構成比
0～14 歳	22,138	12.9	21,454	12.5	20,505	11.9	18,589	11.1
15～64 歳	119,791	70.0	112,223	65.2	102,334	59.4	94,196	56.1
65 歳以上	29,138	17.0	38,498	22.4	49,464	28.7	55,000	32.8
総人口	171,246	100.0	172,183	100.0	172,738	100.0	168,743	100.0

（単位：人、％）

注：各年国勢調査による。
　　総人口には年齢不詳の人口を含む。
　　構成比の合計は、四捨五入の関係で１００．０％にならない場合がある。

（２）高齢者の人口推移

令和２年の老年人口（６５歳以上）は、総人口の３２．８％であり、増加傾向にある。

【老年人口（６５歳以上）の推移】

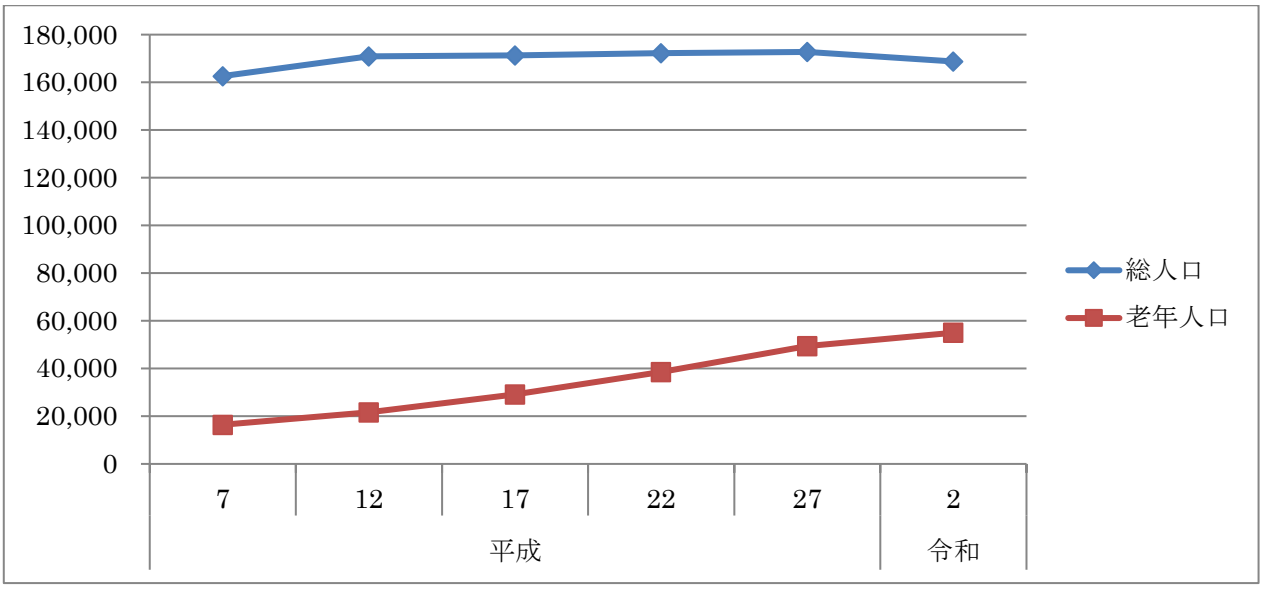

区分		平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
千葉県	老年人口	651,789	837,017	1,060,343	1,320,120	1,584,419	1,699,991
	人口	5,797,782	5,926,285	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,284,480
佐倉市	老年人口	16,437	21,627	29,138	38,498	49,464	55,000
	人口	162,624	170,934	171,246	172,183	172,738	168,743

（単位：人）

注：各年国勢調査による。

（３）昼間人口の推移

平成２７年における本市の昼間人口は１４３，４８６人で、流入人口が２４，１９７人、流出人口が５３，４５０人となっている。

また、昼間人口比率（常住人口１００人あたりの昼間人口の割合）は８４．２となっている。

【昼間人口の推移】

区分 年次	夜間人口 （常住人口）	昼間人口	昼間人口比率 （常住人口=100）	流入人口	流出人口	流出超過人口
平成 12 年	170, 787	131, 971	77. 3	24, 337	63, 153	38, 816
平成 17 年	171, 067	132, 252	77. 3	22, 969	61, 784	38, 815
平成 22 年	172, 183	139, 203	80. 8	22, 884	55, 864	32, 980
平成 27 年	172, 738	143, 486	83. 1	24, 197	53, 450	29, 253

（単位：人、％）

注：各年国勢調査による。

２．土地利用現況

本市の土地利用は、南部の丘陵地等を中心とした山林、印旛沼の周辺や鹿島川、手繰川流域等の低地部に集中している農地、西部及び東部地域に分散して形成された住宅地を中心とする市街地によって構成されている。

現在の市街地は、古くからの既成市街地に加えて、昭和４０年代以降の宅地開発によって京成本線及びＪＲ総武本線の各駅を中心に形成されたものであり、大きく分けて、志津（志津駅、ユーカリが丘駅）、臼井・千代田（京成臼井駅）、佐倉・根郷（京成佐倉駅、ＪＲ佐倉駅）の３地区に分かれている。

商業地は、志津駅、ユーカリが丘駅、京成臼井駅、京成佐倉駅とＪＲ佐倉駅に分散して形成されているが、いずれも中心商業核を形成するには至っていない。

工業地は、南東部に佐倉第１、第２、第３、熊野工業団地が整備されている。

３．交通網の概況

鉄道については、北部に京成本線、中央部にＪＲ総武本線が走っている。京成本線には志津駅、ユーカリが丘駅、京成臼井駅、京成佐倉駅、大佐倉駅、ＪＲ総武本線にはＪＲ佐倉駅がある。また、ＪＲ線は市の東端で北行して成田方面へ向かう成田線と南行して銚子方面へ向かう総武本線に分かれている。

また、新交通システムのモノレール山万ユーカリが丘線については、ユーカリが丘駅を起終点として、ユーカリが丘、宮ノ台地区を周回している。

幹線道路では、高速自動車国道として東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、広域幹線道路として国道５１号、国道２９６号が通っている。

南部地域を通る東関東自動車道水戸線は、佐倉インターチェンジにより国道５１号と連結されており、国道５１号とともに、千葉と成田方面を結び、国道２９６号は北部の志津、ユーカリが丘、臼井、佐倉の各市街地を結んで、酒々井方面と連絡している。

その他の主要道路としては、主要地方道佐倉印西線及び千葉臼井印西線が市内を南北に縦断し、市内各市街地間の連絡及び広域幹線道路との連絡機能を果たしている。

交通量については、平成２７年度道路交通センサスによると国道５１号で２１，２８１台／２４ｈとなっている。また、国道２９６号や主要地方道は北部の既成市街地や入り組んだ地形の区間を通ることから、幅員が狭く、屈曲箇所が多いこともあり、各所で交通渋滞を引き起こしている。